

揮発油税[未納税移出・航空機燃料用免税]揮発油 移入通知書 移入届出書 移入証明書 移入明細書 の記載要領等

この書類は、未納税揮発油又は航空機燃料用免税揮発油を移出する場合に作成するものです。

【記載要領】

- 1 移出者は、未納税揮発油又は航空機燃料用免税揮発油の移出事績を、移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書の太線のわく内に4枚全て同じ内容を記載し、移出通知書にあて先等を記載の上、移入届出書及び移入証明書とともに移入者に交付します。
- 2 「移出の目的」欄には、揮発油を未納税で移出する目的又は理由を具体的に記載します。
 なお、航空機燃料用免税揮発油を移出する場合には、「航空機の燃料に供するため」等と記載します。
- 3 「品名規格」欄には、ナフサ、自動車用ガソリン又は工業用ガソリン等、未納税揮発油の品名若しくは日本工業規格の「航空ガソリン」(K 2 2 0 6)又は「航空タービン燃料油(ジェット燃料)」(K 2 2 0 9)に規定する航空機燃料の種類を記載します。
 なお、揮発油税法基本通達第22条第3項《「新たな揮発油を製造するために消費される場合」の範囲等》又は第23条第4項《「石油化学製品の製造のため揮発油を消費すること」の範囲等》の規定により、揮発油と同様に取り扱われる物品を移出する場合には、「品名規格」欄にその物品名を記載し、その下欄に「(揮発油の半製品)」又は「(原料免税石化製品の半製品)」と記載します。
- 4 「用途」欄には、原料用、燃料用、自動車燃料用、ジェット燃料用等、未納税揮発油の用途を記載します。航空機燃料用免税揮発油を移出する場合には、記載しません。
- 5 「容器等の種類」欄には、パイプライン、タンカー、タンク車、タンクローリー、ドラム缶等、容器等の種類を記載します。
- 6 移入者は、交付を受けた書類の「移入」欄について、全ての書類に同じ内容を記載し、移出通知書は自己の控えとし、移入届出書は、あて先等を記載の上移入場所の所轄税務署長に提出し、移入証明書は、あて先等を記載の上移出者に交付します。
- 7 移出者は、交付を受けた移入証明書に基づき、移入明細書に移入事績を転記し、移入明細書を納税申告書に添付します。
 なお、移入明細書の納税申告書への添付については以下の方法によっても差し支えありません。
 - ・ 移出者が移出通知書、移入届出書、移入証明書及び移入明細書を移入者に交付し、移入証明書及び移入明細書(移入者が「移入」欄に記載したもの)を移入者から交付を受け、当該移入明細書を納税申告書に添付する方法。
 - ・ 移入者から交付を受けた移入証明書(電磁的記録の場合には紙で出力したもの)を移入明細書として納税申告書に添付する方法。
 - ・ 移入者から交付を受けた移入証明書に基づき、揮発油税未納税移出揮発油移入明細書(連記式)又は揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入明細書(連記式)に、移入事績を記載し、当該移入明細書を納税申告書に添付する方法。
- 8 「//」や「同上」は記載しないでください。
- 9 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

【書類の流れ】

